

〈研究ノート〉

「親検定」についての一考察

津 田 尚 子*

A discussion on the “Parent test”

Naoko Tsuda

要約：保護者が子育て負担から放置する虐待事例や育児知識の不足による子どもの死亡事故が報じられている。そのような報道に触れ、筆者は保護者の無知による子どもの死亡を防止できないかということを考える。そこで、親になる前に必要な知識を習得し親になる備えをする「親検定」という検定制度を導入してはどうかと思いを持つようになった。現在、世の中に同様な提案をしている声を取り上げ吟味し、仮に「親検定」を実施するとしたら、何を目的とし、既存の福祉制度とどのように関連性をもたせたらいいか、素案を私案として提示する。

Abstract : Cases involving child abuse resulting from parental neglect due to the burden of childcare and fatal accidents involving children caused by a lack of childcare knowledge have been reported. With reference to these reports, the author examined whether childhood death caused by a lack of knowledge among parents is able to be prevented. The author subsequently developed the idea of introducing a testing system called a “Parent test” that would allow prospective parents to prepare for parenthood and acquire the knowledge necessary to become parents. The author gathered and examined similar current proposals, and presents herein, as a personal idea, a draft for the aims and relationships of a hypothetical “Parent test” to existing welfare systems.

Key words : 親検定 parent test 虐待 abuse 無知 ignorance 後見人 custody 社会的見守り social support

I. 問題提起の背景事情

報道で毎週虐待を疑わせる事件が伝えられる。少子化といわれ、年金制度の維持、国家の存続さえ懸念する声がある一方で、生まれてきた命が全うできず、人生がどのようなものか知らないままで虐待や事故で散っていくことを思うと、どうにかならな

いものかと思わないではいられない。特に児童虐待容疑の保護者が、「泣き続けるのでどうしていいのかわからなかった」等の理由で子どもを放置したままにしていたり¹⁾、生後2カ月の女兒が泣きやまないのに腹を立てた母親が、4回ほど強く揺さぶって死亡させたりした²⁾と聞き及ぶに、親の無知による子どもの死亡を減らせられる

*関西女子短期大学 講師

手だてがないのだろうかと考えたくなる。

児童虐待対策としては、出産される前から社会とのつながりを持ち、孤立させないように母親・両親教室や新生児訪問事業があり、頻繁な子どもの泣き声がしたら国民に虐待の通告義務がある。それらの活動のおかげで多くの悩める子育て家族は手を差し伸べられ、事業や窓口を利用することによって助かったと感じている。しかし、児童虐待死事件に至る家庭においては、生活の節々でさまざまな要因による負担感を親が感じているのにも関わらず、それが何によって苦しいのか、何が不足しているせいでうまくいかないのかという考えをめぐらす機会も持てないでいるようだ。立ち止まってじっくり考えることは自分を助ける手だてではなく、深淵に置き去りにされているように感じて、「……したら、こうなる」という単純な対処法に縋り、それでどうにかなっているうちは、かつてあった問題は大したことがないかのように感じていく³⁾。このような思考によって、自ら悩み相談に行くという行動につながりにくい。事業の窓口に行って、助けてくれるか叱られるかの一か八かの賭けに出るのはよほどの覚悟がいる。家の戸を叩く人がいても、人が家に入ってくることで自分が負担で、訪問される立場から逃げたいと思っている。そもそも助けてくれる他者がいるという感覚を持ち続ける自信がない。せっかくの事業・相談制度が届かないのにはこのような錯慮があるためではないだろうか。そして、それらの行き着くところが、致命的な育児放棄や虐待死に至っているのではないかと考えられる。児童の死亡事件があるたびに、関係機関の初動行為が検証・批判されるが、そのような機関の助けたい手を握

り返してくれないと、虐待対策にあたって現場担当者もやりきれないことだろう。もちろん関係者は、それでも慎重にアプローチして、拒否の扉が開くまで根気強くかかわっている。

なかなか援助に扉を開かない人々は人とのつながりを完全に断っているのだろうか。自分が孤立しているということすら気づいていない場合を除き、完全に人とのつながりを断つことは心理的にはむしろ難しい。大抵は自分のつらさや苦しみを感じさせない気楽な、自分と同質と感じるつながりを求める⁴⁾。直接的顔を合わさないブログ・ツイッターなどでなんらかのつながりを持つようとしていることが多い。もし、そのようなつながりの中にいる誰かが適切な知識をもっていて、当事者に情報提供したり勧めてくれたりしたら、社会資源を利用するチャンスになる。また、当人の遠い記憶の中にも、社会資源や育児の知恵が刷り込まれていたら、そのような友人の声はさらに現実味を帯びて響いてくるかもしれない。今日のように内閉的な人間関係を好む若い世代にとって、そちらの方が迅速に根本的な救済につながる近道になるかもしれないと考えるのである。

そこで、このような現状を踏まえ、親になることがまだまだ先の年頃から、すべての国民に親として知っておくべき最低限の知識・手段を習得させる機会を設けることは事態打開に役立つのではないか。それもまだ結婚や子どもを持つことにあこがれを持っている頃、クイズ好き・物知りが自慢の年頃に焦点を合わす。今般高校では、基礎家庭科でも人生の節々で必要となることや子育てについてかなり詳細に教えているが、今最も届けたい人たちはその机につい

てくれない。高校に入学しても、そこに自分を助けるヒントがあるとは思えず、授業に本気で取り組む気になれないのである。よって、もう一歩手前で知識だけでも取り入れる形、今の流行りの「検定」に乗じているようであるが、仮に「親検定」という名称で知識から入ったらどうだろうかということを考えてみた。まったくの空想ではあるが、仮に可能としたらどのような実施方法が考えられるのか、現行の福祉政策の施行と家庭科教育とを視野の隅に置きながら、私案を提示してみる。

II. 現 状

最近の新聞報道から2事例を取り上げる。2014（平成26）年5月30日厚木市で白骨化した男児が発見された事例で、父親は「仕事と育児に疲弊した」という⁵⁾。この場合、児童相談所につなげることができれば、子どもは施設入所ということになり、子どもが命を落とすということはなかっただろう。また、2014（平成26）年6月17日逮捕された容疑者は、自宅で男児を出産し、放置して死亡させた。死亡したこの母親は「妊娠のことは誰にも相談しなかった。病院にも一度も行っていない」「生まれたときに泣かず、しばらくして動かなくなった」という⁶⁾。この場合、助産施設があることやそこにはケースワーカーがいて育てられない子どもを預かる手配をしてくれるということを知っており、「ともかくどうかしてほしい」と福祉の扉を叩いてくれたら、子どもは命を落とすことはなかった可能性がある。

1. 児童虐待死件

厚生労働省によると、「子ども虐待によ

る死亡事例等の検証結果について」⁷⁾では、2011（平成23）年4月1日～2012（平成24）年3月31日（第9次報告）に虐待死件数は56件、58人が死亡しているという。年間に均すとほぼ週1回起きていることになる。だから、毎週のように虐待事件の報道を耳にしている、あちこちで多発しているわけではない。平成23年度の全国児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数⁷⁾が、59,919件であることを考え合わせると、死亡事例にまでなってしまう事例は1/1000程度に過ぎない。よって、かなり死亡事件になる前に大半の事例は相談機関につながっているといえる。ただ、そこに一人ひとりのかけがえのない未来が閉ざされたと考えると、決して「少ない」と片付けられない。しかも本報告では、2003（平成15）年7月からの検証の結果、年45～73件、49～78人の死亡事例に、「児童虐待によって子どもが死亡した件数は高い水準で推移」していると結論付けているところから、まだ今後とも楽観できる状態ではない。決して急激に増えているわけではないが、少子化という子ども全体が減少している中死亡事件が微増していることは、潜在的な不安材料である。

なお、死亡した子どもの4割が0歳児ということになっている。乳児を抱える時期に知識や助けが身近にある必要性を示している。

2. 児童虐待防止政策と実施状況

児童虐待については、2000（平成12）年児童虐待の防止等に関する法律（通称「児童虐待防止法」）制定から、同法の改正の繰り返しや関連施策によって手だてが講じられてきた。

児童虐待自体の発生予防の観点からは、育児の孤立化・育児不安を虐待に至る前段階の気になるレベルで防止しようと、子育て支援事業の一環で、乳児家庭全戸訪問事業（通称「こんにちは赤ちゃん事業」）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等を虐待防止意識の啓発とともに展開していて、実施にまつわる熱意については各地の温度差はあるとしても、全国的に実施されている。

早期発見・早期対応の観点からは、虐待に関する通告の徹底・児童相談所全国共通ダイヤルの周知・児童相談所や市町村の体制強化、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による連携の強化が関係者の専門性の強化とともに実施されてきた。

子どもの保護・支援、保護者支援の観点からは、一時保護所の拡充・混合処遇の改善、社会的養護体制の拡充、親子再統合に向けた保護者への支援、親権にかかる制度の適正な運用が模索されてきた⁸⁾。

それらの働きかけの結果、児童虐待相談の対応件数は、全国児童相談所だけでも、1990（平成 2）年 1,101 件から 2000（平成 12）年 17,725 件、2010（平成 22）年 56,384 件、2012（平成 24）年 66,701 件と増加一辺倒である⁹⁾。さらに関係機関で、純粋に虐待だけとはいきれない本統計に乗らない個別対応事例があるということを考え合わせると、かなりの数の相談事例があることになる。

ただし、新聞で報道される虐待事件は、このような相談を活用した形跡のないものも多数含まれる。個人のブログやさまざまなサイトで匂わされる子どもをもてあましている声が、このような施策につながった

のかどうかは不明である。

3. インターネットでの非公式な意見

筆者は、虐待死事件の報に触れ、その虐待事件のもとに保護者の無知があるのではないかという問題意識から、「親検定」を設けるべきではないかという漠然とした空想をしていたものだが、そのようなことを考えていた人はだけ筆者だけではなかったようだ。

インターネット上の検索ではあるが、たとえば、「親検定試験 昔、デイルバートのマンガに『親検定試験』なんてのがあったけど、そういうのを導入した方がいいのかもしれないね。最近検定試験ブームみたいだし。出生率の引き上げもいいけれど、同時に子殺しや幼児虐待の割合も増えてたら意味ないと思うんだけどね。助成金ウンヌン以前の問題のような。」⁹⁾、「尼崎の女性飲食店が男のところに行くのに邪魔だからと一歳の子供を（中略）駅トイレに放置してたというニュースに対して（中略）少子高齢社会邁進中故、そろそろ親検定に合格できない親と希望者からはおさんを拝領して、能力適性別に教育してあげたらいいのに。」¹⁰⁾など、子どもを持って余した人から希望者へ子どもを譲渡したらどうかという意見があった。

また、親の立ち振る舞いに「親検定試験を創設すべき（2006-08-22 | ニュース批判）学校に対するクレームが信じられない領域に入っている（中略）こういうバカな親には検定試験を受けさせて合格しない場合は親失格とすればいいのだ。」¹¹⁾、「親になるに値する存在か 親検定を設けるべきでだと思いませんか。人間のレベルの底上げが目的です。検定を通過していない奴が

産んだら罰金等々。」¹²⁾など、学校にモンスターペアレント様のクレームを言う保護者に憤慨している様子がうかがえる。

また、異性関係の切り結び方に無知な人々に、「親の教育自体を制度化し、親検定に合格した人だけが、子作りする権利を得られるようにすべきです。」¹³⁾と提案している人もいる。男女関係の持ち方がその後のさまざまな難題を作っていることからの提言であろう。また、背景はわからないが、「結婚しよう。子どもを作ろう。結婚親検定資格取ったら減税だ。」¹⁴⁾という架空世界でのプロポーズも掲載されている。

以上、インターネットの検索で上がってきた非公式な訴え・意見であった。それぞれに個人的な思い入れや事情がありそうだが、いずれの声にもさまざまな報道に触れ、保護者の子どもや社会に対する接し方についてかなりやるせない思いからでた見解であることは共通していると推測できる。

4. 検定の試みの現状

インターネットでは、私的な「親検定」の提案もされている。例えば、良親検定¹⁵⁾というものがあり、子どもが自分の親について10問各10点100点満点で評価するものがあった。さらに、まさに親検定¹⁶⁾というのがあり、第1回目は子連れで電車に乗る際のマナーについて説いているが、以降の回をインターネットで見つけることはできなかった。それ以外に、山下塾のホームページでは、山下学が「怒ると叱るの違い」「勉強ができれば人生うまくいくと思う？」等の20項目の問いを投げかけている。これは正解のない、考えてもらうための質問で、「しっかりと答えを出せた人は

親として自覚がある人」としている。それは、「子どもを育てる上で子どもをどう育てるべきか考えていることが常に重要視している」という考えに基づいてのことだという¹⁷⁾。

さらに、団体としては一般社団法人日本母子力検定協会という団体が、平成24年から4段階のレベルごとの検定をして¹⁸⁾という。この団体は、特定非営利活動法人日本防犯診断士協会の中山天の子育て理論に基づいて、「子どものために」と思い込んで子どもをより弱く、挫折しやすく、傷つけて育てている母親を叱咤、子育ての目的・基本知識を啓発しているらしい。混迷の時代に適切な知識と子育て力アップを目指しているという。

NPO 子どもの夢実現を応援する親協会は、子育て検定（子育て＝親育て）をインターネット上で展開している¹⁹⁾。実際登録して体験してみると、健康のために良いと言われる栄養素や国民水準での健康状態の推移など、食品栄養やダイエットに関心のある人ならば、承知している内容であった。続編があるのかもしれないが、子どもとへの接し方など人間関係的な面での設問があるのかは不明である。

著書では、石原壮一郎著、汐見稔幸監修『父親力検定：子どもと妻が本当に考えていることを知る方法』²⁰⁾というものがあつた。

それ以外に、類似の検定としては、里親検定²¹⁾なども見かけられた。

Ⅲ. 考 察

1. 親を考える際の留意点

親検定というと、自分が親失格の烙印を押されるのではないかという警戒を生むか

もしれない。けれども、今回の発想は「親の無知を減らせば子どもの虐待死を減らせるかもしれない」という思いからのものである。適切な要件というのは何なのであろう。

生物的・遺伝的には、生殖活動によって生物学的・遺伝的にその子どもの親である人が親である。日本において、母親は出産した人、父親はその時に婚姻関係にある人が推定の父親ということになる。それだけで、親として十分であるということであるのならば、このたびの議論は発生しない。つまり、生殖活動の結果としての子どもの誕生が親の養育責任発生と連動しておらず、子どもを守り育てることを当初もしくは中途から放棄されるような状態が実際に起こっていることが、今回の提言の発端なのである。行動の結果責任に思いがいたらず生殖活動をして妊娠判明後もその事実十分に向き合えない場合や、養育するつもりはあったのだが本人の想定よりはるかに現実が厳しかった場合などである。ほとんどの生物的な親は、これらの体験を大小の違いはあれ体験している。ただ、ある時点から「現実に向き合わなければ」「どうにかしなければ仕方がない」と覚悟を決め、なりふり構わず周囲に助けを求めて、対処しようとする。まさにその時、彼らは社会的な養育責任を負った親になっているのだ。けれども、子どもの命の重さよりも大人の負担感の方が重大に感じられてしまう場合、虐待死事例といわれるような、放置や身体的・心理的虐待になっていく。

では、虐待をしなければ良い親であるということができるであろうか。最近「友達親子」といわれ青年期になっても子どもが結婚してからも仲良く買い物などに行く親

子がいるといわれている。(『保育の心理学 I』²²⁾) 「なんでも話す」という円満そうな親子関係の中で、子どもは「親が心配するようなことは言えない」「親ががっかりするような自分であってはいけない」と気兼ねして頑張っている子どもがいる。(『気兼ねする子どもたち』²³⁾) このような頑張り、親がどこかで気がついていたら問題は小さいのだが、子どもの気づかひで演出されている「よい親子関係」に親が安住していたり親自身の心のよりどころになっていたりしているようでは、話は違ってくる。子どもの演出によりかかっている親ということになる。

「良い親」に縋る親には、そうならざるをえない事情もあろうが、自分の子どもが人生や人格形成をかけてつきあっている姿は痛々しい。

親はどのように親になっていくのか。子育て支援の相談場面で筆者がよく使っているのは、「子どもが1歳なら、親は親1年生」という言葉だ。誰が言い出したのかわからないが、「そう言われて、ほっとした」という子育て中のお母さんからその言葉を聞き、筆者は子育て支援を語る際はよく用いている。先に上げたインターネットで「親に値する人間か」と憤慨する声に、「自分は？」というコメントを寄せていた人がいた。コメント者は続けて、子どもが育つにつれ、悪戦苦闘しながら親にしてもらうものであって、最初から胸を張って「自分は親をしっかりとやっている」と胸を張って言える人はそういるものではないという論を展開していた。この指摘は深く、考えさせられるものである。相談場面でも、本当に出来る限りのことをしている保護者は「自分は親をしっかりとやっている」とは言

わない。むしろ、それ以上頑張ったら保護者自身の体調の方が心配だと思える状況の中で、「何かしてやれることがあるのではないか」とさらに自分を追い込んでいる。「親としてできるだけのことをしていきたいができない」との思いは、はたから見ると、すでに保護者が十分に親として機能しているので、相談員としては子どもにその思いがいい形で通じる時がやってくるのを祈りながら待つことになる。一方で、「自分は親をしっかりとやっている」と言い切り、相談員の支援など無用と胸を張る保護者は、その親機能の発動程度を検証する必要がある。保護者は自分が親として務まっているのか、迷いながらあるのがふつうである。迷いや後悔の中でかろうじて致命的なことはしていない、もしくは致命的なことを言ってしまったが頑張っていてフォローしたという心の動きの上に成立している。よって、微塵の迷いや揺るぎない保護者は、逆に迷いや動揺のある現実を否認している可能性が高い。すべてとは言わないが、たいていは子どもが先回りして「よい親である」と親に感じてもらえるように演出していることに乗っかっている場合が多い。問題解決に向けて取り組んでいる中で、子どもが苦しんでいるにもかかわらず心配させるようなことを一切言わずに抱え込んでいたことを親が知ると、「自分はなんて至らない親だったのだろう」と気づく。それに気づいた瞬間に、その保護者は親になり親子関係を直視できるようになったと、相談員は知ることになるのである。このように、実質的に良い親と自認する「良い親」は必ずしも一致しない。

以上のことを踏まえると、心理テストの形式のひとつである質問紙法での計測は、

測定方法として難しい。質問紙法では意識している人物像が測られるのであり、微塵も「親」であることに不安がない保護者は完璧な「良い親」になってしまう。質問紙法で測定しようとするならば、一点の迷いなく「良い親」を選択された場合、ある一定数から逆の「悪い親」カウントが増えるぐらいの仕掛けをしなければ、子どもにとって本当に良い親であることは測れない。一方で心配して謙虚であればよいかというと、それもよいとは言えない。自信がもてない保護者は、子どもに対して管理的になってしまうか関わりが乏しくなる傾向がある。管理的にかかわった場合、かかわりが乏しい場合より子どもの問題行動は抑制できるが、関わりが乏しい親同様に子どもに肯定的な自己評価を持たすことができないと伊藤は報告している²⁴⁾。

高橋源一郎（朝日新聞論壇時評 2013. 9. 26 掲載²⁵⁾）は「働く母の権利 甘えていくわけではない」というオピニオンで忘れられない光景として、働く母親が必死で保育園の迎えに行く光景を描写している。「『子どもが待っていますので』とはなかなかいえず、まるで罪人みたいに申し訳なさそうに会社を出たこと、子どもが誰もいなくなった部屋でひとり待っているのではないかと思うと胸が締めつけられそうになること、こんなことなら働くんじゃなかったとつい思ってしまうこと、それらが胸の中で渦巻いているのだ、とぼくにはわかった。」とある。これが働く母親に多く共通する思いならば、子どもを持ったら仕事を辞めるべきとは言いにくい。生計を成していかないといけない、あるいは自分の自己実現のため、周囲から求められて等さまざまな現実の事情により、子どもに負い目

を持ちながら働いている母親は必ずしも悪い母親とはいえないような気がしてくる。

そうしてみると、いわゆる健全な親というのは、「良い親」を自認する揺るぎない「親」ではなく、迷い後悔し、しかし親子ともども生き延びていくにはある部分で割り切ったり、当座生活を回すためには誰が見てもかわいそうな場面でも子どもを言い含め従わせたり、ある時にはすべてを注いで何もかも失ってしまったりする面があるものなのであろう。そして、その判断のラインと言うのは、その人の置かれた状況や人生経過の中で有形無形の持っているものなど、人によってさまざまなもので、短い画一化された問いで振り分けられるものではない。当然、子どもが良い子であるか、あるいは現実がうまく展開しているかによって、保護者が適切な親であるかどうかということもいえない。当人の心がけとは別に、不遇な現実が降りかかってくることもある。親の良し悪しは当人の思い通りとはいえず、また親は子どもとの組み合わせにより、主観的にどう体験されるかという部分もあり、一人の親を捉えその人の親としての資質そのものを一概に断じることはできない性質のものであるといえる。

2. 現状についての考察

以上の留意点を考慮に入れて、インターネットから拾ってきた親検定に類するものを吟味し、今回の親検定案の参考にした。

親検定の必要を訴える声もしくはシミュレーションは、実際に起こった虐待・不適切な関わりに対する憤慨の思いとしては理解できる。ただし、親になることは、意図してなるとは限らない。不本意に思いがけ

ず親になってしまった人もいるであろうし、さまざまな逆境の中子どもに適切とは言えない環境しか用意できない人もいるだろう。学力も財力もないけれど心は親として間違いのない人もいるだろう。そのような条件下でも子どもを必死に守り続けていれば、基本親として十分なのではないかと考える。例えば、『とんび』という小説²⁶⁾があるが、そこで描かれる父親は大人としてはすることなすことハチャメチャではあるが、親として熱い心を持つ不器用な立派な父親といえる。

ものの考え方や信念は、基本的にはその人の属性や生きてきた道のりの産物であり、良しあしで測るものではなく味わうものである。保護者のものの考え方や信念をもって、親としての良しあしを決めるのは適切でない。それは基本的に恵まれていた人には労なく標準的に良い見解がもてるだろうが、いくらもがいても救いの手が差し伸べられなかった人、好転の機会を与えられなかった人には、なかなか前向きで良好な依存関係を前提とした考えは持つことができないだろう。それは、その人だけが責められるものではなく、その人に手を差し伸べそこなった社会そのものこそ責められるべきことなのである。

人は脈々と子どもを産み、人としての遺伝子を継承してきた。そこには、優生保護的な取捨選択は限られた場面だけで、社会的な状況や身体的な機能が許せば何人にも子どもを持つ権利はある。よって、もし親検定を創設するのなら、子育ての知識は知的な能力如何によらない最低限度人間の道を違わない程度のものでありたい。「人を殺さない」とか「気持ち良い人間関係が形成できることが望ましい」とか「潤滑な人

間関係のためには心を開いて会話をすることが大切だ」、「社会の成り立ちを知り、社会を良好に維持、改善することに貢献できる人間になる」などの共通認識につながる、役立つものであるべきである。

むしろ、逆境時に自分や子どもに無理を強いて、親子ともども社会の犠牲者に陥らせることは防ぎたい。そのような行動選択した当人には一定の美学があるのかもしれないが、その価値観を強いられ子どもの選択肢が狭められることには賛成できない。「みっともない」「人の世話にはなりたくない」と思っている、人として最低限の基本的文化的生活が送れるような援助にはつながるべきである。社会にとっても、ある社会集団にとって一方的に好都合な存在がありその存在をあてにすることは、社会全体の健全性を損なう意味で望ましくない。

以上の要件に照らして現在確認できた範囲の検定を吟味してみると、「子育て検定」¹⁹⁾は難度が高いと考える。詳細資料がない時点で断ずるのは危険だが、基本路線として「日本母子力検定」¹⁸⁾は支持できる。ただなぜ名称が「親子力」ではなく「母子力」なのかは疑問である。考える機会を提供するという点では、山下の「親検定」¹⁷⁾も興味深い。その狙いを十分に伝えるためには、考えるためのファシリテーターがどの人にもどんな時にもいるとさらに望ましいと言える。

3. 私案

検定の目的を踏まえて、私案を提示してみる。まだ実現性などの検証をしていない、アイデアの範囲という点では、インターネットのさまざまな声とあまり違いがないが、議論のたたき台として提案する。

(1) 検定の目的

親になった国民が、親としての機能を十分果たせるように、子育てをしていく上で必要に知識を持ち、支援を受けられるようにするための知識を測るものとする。少なくとも、子どもの生命保持に必要な関係機関を利用できる水準を合格ラインとする。

(2) 対象

義務教育課程を修了する日本の全住民、男女を対象とする。障がい者には障がいに応じた配慮を、日本語以外の言葉を使う住民には、それぞれの言葉に翻訳したものを用意する。

(3) 実施時期および会場

実施に際して受験者が困難を感じるような時間的空間的な制約があってはいけない。義務教育課程修了間近の冬の時期に中学校で実施する。そのことにより、本人確認等の手続きが実質不要になる。

及第点に達しなかったために生じる再試験については、地域の中学校などで夏休みなど年1回以上実施する。自治体の子育て支援課などでは、平日開庁時なら随時実施可能にする。

紙媒体による試験だけでなく、試験会場に専用端末を置き、その場で結果を知らせるのもよい。

再試験やインターネット利用による本試験実施の際には、替え玉受験ができないようなアイデンティティ確認は必要になる。

実施全体のイメージとしては、運転免許を取得する以上に敷居の低いものであることが望ましい。

(4) 結果通知

可能なら当日、不可能なら後日結果を本人に通知する。その際に、専用番号を付与

する。

(5) 形態

低学力の中学生でも直感的に回答できるように、○×方式とする。

(6) 試験で問われる内容

①子どものおおよその発育過程と子育て上の注意事項

たとえば、「おむつ確認やミルク、体温確認などの対処をしても泣きやまない時は、安全な場所に寝かして、5～10分ごとに様子を見る」「うつぶせ寝や布団掛けで睡眠時に呼吸が苦しくならないようにする」「ハイハイをするようになると、床にあるものをすぐ口を持って行くので、子どもの手が届く範囲に飲み込んだらいけないものや舐めたら有毒なものを置かない」「煙草の吸殻は子どもが呑み込むと重大な結果にいたることがある」「子どもがやたらと質問するのは、知的好奇心が盛んになってきた証拠」「反抗期は自己主張のために必要な発達過程である」「感情的に叱ると、子どもも困ってかえって大きな声で泣くことがある」「感情的に理不尽なことをしてしまったり行ってしまうたりしても、その後関係を持つようにしたら修復可能である」ことなど、生活の知恵として継承されてきたことを盛り込む。

②衛生管理・医療

「定期的に妊娠健診に行くことで、母体も胎児も守られること」「日常の手洗いうがいや風邪などを防ぐこと」「保湿をすることでアレルギー疾患の発症を抑制できること」「子どもの救急を相談できる電話窓口があること」「子どもの体調の不調があったら、救急車や病院を利用していいこと」「小児の医療受診に補助があること」「清潔にすると病気を防げること」、以上の

ような最新の見解を取り入れる。

③予防接種

予防接種をする公衆衛生上の意味と、公的に助成されている予防接種の種類と接種時期、予防接種の副作用とその際の対応について周知する。

④食育

味覚の発達の関係で、大人と同じものは適切でなく、刺激の強いものや味の濃いものは薄めたり薄めたりすることが望ましいこと。「カフェイン等の成分が入っているために、ある程度大きくなってから摂取するものが望ましい食品がある」など。生活習慣、食事環境についての望ましいあり方を測る。

⑤相談機関

子どもを育てていく上で困る場面ごとに、子どもと自分たち家庭を守るために必要な相談機関を知っている。病院・福祉事務所・児童相談所・児童委員・民生委員などの相談窓口があること。公的な相談機関での相談は基本無料で、保育所の利用などでも収入に応じた配慮があること。虐待をしても、早く相談機関に相談すれば罰せられずに子どもを手放さないですむ方法を一緒に考えてもらえること。子どもの存在が負担になっても、代わりに育ててくれる社会資源があり、そこにつないでももらえることなど、単に相談窓口の紹介にとどまらず、社会的に支援ネットワークがあるという実感を醸成する。

⑥法的な罰則と支援

親検定実施にあたり法的な特別に罰則を制定する必要はない。刑法 218 条保護責任者遺棄や民法 834 条親権喪失ならびに同 2 項親権停止に則り対応できるものとする。つまり、保護者に保護監督責任があるこ

と。しかし、それがどうしても出来ない時には社会的な枠組みとして社会的養護に委ねることができること。また自分の子どもとして育てること自体が困難な時は、特別養子縁組など代わりに子どもを育ててくれる人に託せることなどである。

家族・親族の支えがえられないがどうしても自分の手で子どもを育てたい場合は、児童委員・民生委員などが、後見人的に社会資源との仲介をしたり、日常的な見守りをしてくれたりすることなどを伝え、引き合わせてくれることも知っておくべきである。

(7) 特典

合格時に付与される番号を持っていると、結婚の届出時に祝金が出たり、妊娠の検診時に保険を適用することができたり、一歳半や三歳児の健康診査・子育ての各種啓発活動に参加するとその月齢にあった赤ちゃんグッズをもらえる等の特典、分娩費の補助申請・児童手当の申請等が速やかに実施できる等。出生届の簡略化、任意予防接種の割引なども考えられる。

(8) 不合格者対応

不合格者には、妊娠が分かった時点で民生委員や保健師等福祉・保健の関係者が後見人としてつく。分娩費の補助、児童手当の申請などは、その後見人との連名で申請され、子育てについても日常的に監督し、各種相談窓口にも連れて行く。

4. 考えられる懸念

以上のような実施を考えてみても、必ず抜け道を作る人はいる。成りすまし受験、他人名義の番号を利用するなどがあるかもしれない。それを防止するために、氏名ではなく専用番号で出生届を処理するように

するなども考えたが、人道的にはやりすぎのような気がする。

また、どんなに優秀な成績で検定を合格することができても、頭で知っていることと現実とはずれているということがある。知識は持っている、まさにその知識を駆使して動くべき時であるというのがわからない、ということが人間には起こりうる。ただ、一様に同じ知識を周囲の人達がもっていれば、誰かがその知識でもって声を掛けることができる。検診等の時に、近々必要になる知識については復習する機会を設けてもよいであろう。

5. 結論

以上、全く空想で全住民対象「親検定」の私案を描いてみた。子どもの虐待死事件の報に触れると、心情として「どうにかならなかったものか」という思いが強ければ強いほど、親を罰したり非難し親になることを許したくない思いに駆られる。しかし、実際は子育てに対する悩みは多かれ少なかれの家庭でもあり、感情に駆られ手が出そうになる局面はいつでも起こりうる。そのような局面局面でとどまりきれずに重大な結果をもたらしたからといって、罰したり非難したりする権限は何人にもない。ひょっとしたら、ちょっとの違いで自分が刑法で罰せられる方だったかもしれないからである。対処策として考えるべきは、これから先虐待で命を落とす子がないように、社会で子育て家庭を見守り続けること、いつでも手を差し伸べるつもりでいることが伝わりやすいように工夫することである。その一端として「親検定」なるものが役に立つのならば、という着想のもとに素案を描いてみた。このように、社会全体

で見守るシステムになっていることを実感してもらえれば、子育てに行き詰った際子どもに手を挙げたり、子育てに対するギブアップが子どもの置き去りだったりすることは減るのではないだろうか。

今回、当初の着想が「親検定」であったために、親検定の私案を作ってみたが、親が子育てに苦勞する事情には、労働環境の問題なども大きい。非正規雇用の問題や搾取する雇用から自分を守る知識と手段を持つことも、いつか親になる人たちのために必要なものである。実際、日本教職員組合の教育研究全国大会で、労働者を守る法律の意義や使い方を具体的に学ぶ授業が報告された²⁷⁾。それ以外に高齢化社会で認知症の親の見守り方法や一般的な福祉制度の利用なども知っておくとよいであろう。そのようなものを合わせた「社会人検定」、「親検定」と一体化した「大人検定」などがあってもいいのではないかと考える。

このような考えのもと、今日の小学校・中学校・高校の家庭科課程を覗いてみる。2008（平成 20）年改訂の学習指導要領に基づく小学校の家庭科においては、「家庭生活と家族」が最初に挙げられており、自分の成長と家族、家庭生活と仕事、家族や近隣の人々とのかかわりを項目として配置している²⁸⁾。いわば、自身の成長過程を振り返ることから始まりそれを支えてくれた家庭や家族に対して思いを至らすように導かれ、家族が何によって支えられているかということより仕事と役割分担、生活時間配分について考えさせ、最終的に家庭が家族だけで成り立っているのではなく、生活を支えるさまざまな仕事や近隣の人々とのつながりによって成立していることに触れていることになろう。小学生の生活実感か

ら見て、十分充実した内容と言えるだろう。同様に 2008（平成 20）年改訂の学習指導要領に基づき、同年 9 月に公表された中学校学習指導要領解説「技術・家庭編」では、「自己と家庭、家庭と社会のつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、小学校・中学校ともに同じ枠組み²⁹⁾で構成され、工夫能力と実践的態度の定着を狙っている。よって、項目により詳細を見ると、「自分の成長と家族」「家庭と家族関係」は中学生の生活に即して親子関係が具体的に引き上げられるが小学校の延長に位置し、「幼児の生活と家族」が加わっている³⁰⁾。ここで幼児が引き上げられることは、中学生が大人になったら家庭をもつということを視野に入れてのことだと思われるが、幼児とのふれあいや遊びにテーマがとどまっておらず、まずは子どもを愛おしいと思う気持ちを醸成する機会となっているようだ。児童の福祉に関しては、高校の教科書に譲られている。高校では子どもの人権や虐待、関係機関として児童相談所³¹⁾、さらには育児支援のための法律³²⁾などが引き上げられている。

もし高校が義務教育課程の最終課程であれば、未成年者に対する子ども・家庭・福祉に関する知識伝達は十分と言えるが、現行では中学校で修了することになっている。そのことを考えると、中学校の家庭科の範囲はもう一歩物足りない。義務教育課程が修了すること自体の意味を、国民として必要な最低限度の知識を身に付けていることを保証するものと見なすと、どんなに成績が芳しくなくても子育てできる知識を身につけさせて社会に出すことは、国の責任といってもよいであろう。

様々な声があるが、筆者は国の責任と保護者保護の観点から義務教育課程内に「親検定」が捉えられことが望ましいと考える。多忙で煩雑な今日において、新たに「親検定」を設定することは煩雑である。可能ならば、中学校課程の中に、「親検定」相当の知識をもって、子どもたちが大人の間人関係の中に入れていけることを望む。

注釈

- 1) 家庭を訪問してみると、泣いている子どもを隣室に泣かせたままで、思考停止状態になってしまっている保護者がいるという。
- 2) 2010年1月に生後2ヵ月頂上を強く揺さぶって死亡させたとして、3月16日大阪府堺市中区深井水池町主婦武中明日香(24歳)容疑者が逮捕された事件。朝日新聞「揺さぶりすぎ厳禁」(2011年2月1日掲載)に、大阪府東大阪市保健所健康づくり課石塚りか主査は「知識があれば乳幼児揺さぶられ症候群をおこさずにとどまれる。」とコメントを寄せている。
- 3) 新生児が泣いたら乳を含ませるということは、伝統的にしてきたこの種類の対処法のひとつである。今日「テレビを見せておく」「ゲームをあてがっておく」なども、この手の対処法である。
- 4) 石川結貴著「おふくろなんてもういない」『モンスターマザー』初版1刷 光文社(知恵の森文庫)、2008年、43-45頁。
- 5) 「5歳暗闇独りの最期：厚木市の遺棄致死事件」朝日新聞2014年6月18日掲載
- 6) 「出産後に放置死 22歳容疑者逮捕：大阪マンション」朝日新聞2014年6月18日掲載
- 7) 厚生労働省「児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移」URL http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_01.pdf (参照日/2014年6月10日)
- 8) 厚生労働省「児童虐待対策の現状と今後の方向性」URL http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_01.pdf (参照日/2014年6月10日)
- 9) Control Your Destiny Or Someone Else Will「親検定試験」URL <http://ramblelazy.com/archives/1401195.html> (参照日/2014年6月10日)
- 10) スラッシュドット・ジャパン「nemui 4の日記 大阪認定」URL <http://slashdot.jp/journal/579469/%E5%A4%A7%E7%98%AA%E8%AA%8D%e5%...> (参照日/2014年6月10日)
- 11) 「親検定試験を創設すべき(2006-08-22 | ニュース批判)」URL <http://blog.goo.ne.jp/fukarei/e/45d5cld722971debe33e9cf105b4e6f4> (参照日/2014年6月10日)
- 12) milarge 0「親になるに値する存在か 親検定を設けるべきだとおもいませんか。人間の…」YAHOO! 知恵袋/生き方と恋愛、人間関係の悩み/恋愛相談、人間関係の悩み/家族 URL http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1279217037 2012/1/11 投稿 (参照日/2014年6月10日)
- 13) 中川友也「親検定/親の教育に人肌脱ぐ気です…」URL <http://blog.livedoor.jp/nakagawatomoya/archives/3088323.html> (参照日/2014年6月10日)
- 14) 「ジョミーの備忘録日記」URL <http://plaza.rakuten.co.jp/jomiy/diary/201210030000/> という声もある。(参照日/2014年6月10日)
- 15) 「良親検定」URL <http://kantei/216286/> (参照日/2014年6月10日)
- 16) 「こどものためにできること～親検定?!～」URL <http://oyakentei.blog.so-net.ne.jp> (参照日/2014年6月10日)
- 17) 山下学「山下塾：子どもたちの未来のために」URL http://www.poolduck.net/blog/2008/10/2_1.html (参照日/2014年6月10日)
- 18) 一般社団法人 日本母子力検定協会「子どもの一生を左右するお母さんの子育て力。「母子力」だから、応援したい。」URL <http://www.jcca-kosodate.or.jp/boshiken/boshikeninfo/> (参照日/2014年6月10日)
- 19) NPO 子どもの夢実現を応援する親協会「子育て検定：子育て=親育て」URL <http://oyaken.jp/> (参照日/2014年6月10日)
- 20) 石原壮一郎著、汐見稔幸監修『父親力検定：子どもと妻が本当に考えていることを知る方法』岩崎書店 2006年
- 21) 木ノ内博道「里親検定100問」第49問まで公開中!」くろしお出版 WEB URL <http://www.9640.jp/xoops/modules/news/article.php?storyid=147> (参照日/2014年6月10日)
- 22) 井戸ゆかり著「コラム 友達親子」『保育の心理学I』初版第2刷、萌文書林、2014年、132

- 頁。
- 23) 井戸ゆかり著「幼・小期にたまった『気がね』は何処へ行く？」平井信義監修『「気がね」する子どもたち』初版 6 刷 萌文書林、1999 年、133-165 頁。
- 24) 伊藤美奈子著「子どもの問題行動の発達の特徴とその背景にある諸要因－親の養育態度に注目して－」第 3 部第 3 章、内閣府共生社会政策統括官『低年齢少年の価値観等に関する調査』平成 12 年 12 月、URL <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/teinenrei/html/html/3-3.html> (参照日/2014 年 10 月 13 日)
- 25) 高橋源一郎「働く母の権利 甘えているわけじゃない」『論壇時評』朝日新聞 2013 年 9 月 26 日掲載
- 26) 重松清『とんび』角川書店 2008 年
- 27) 尾崎文康・多知川節子「おかしな労働 教室で考える」朝日新聞 2014 年 1 月 25 日掲載
- 28) 池崎貴美恵著「家庭科の目的と内容」『小学校指導法 家庭：教科指導法シリーズ』玉川大学出版部 2013、27 頁。
- 29) 隅田博美著「「確かな学力」をはぐくむ授業実践例」、岡陽子編著『新中学校 家庭分野 指導計画と題材集』明治図書出版 2013 年、32 頁。
- 30) 岡陽子著「新家庭分野の指導をどう進めるか」、『新中学校 家庭分野 指導計画と題材集』明治図書出版 2013 年、11 頁。
- 31) 「子どもの権利と福祉について考える」佐藤文子他著『未来を拓く高校家庭基礎』平成 24 年(検定済)、43-44 頁。
- 32) 「子どもの福祉と社会環境」香川芳子他著『家庭基礎：自分らしく生きる (高等学校 改訂版)』2008 年、45 頁。